

砥部町新行財政改革大綱

砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道

平成22年1月

砥部町行財政改革推進本部

第1 行財政改革の必要性

本町では、平成17年1月の合併以来、新たなまちづくりの指針として策定された「新町建設計画」を着実に実施するためには、限られた財源で効率的、効果的な行政運営が不可欠なことから、職員の意識改革や役場の機構改革など、行財政改革に取り組んできました。

しかし、本町を取り巻く社会環境は、住民の価値観やニーズが多様化する中であって、少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など大きな変革の時代を迎えています。

特に、地方分権の推進が実施段階に入り、住民と行政が共につくる協働のまちづくりを目指す分権型社会の構築が大きな課題となっています。

また、依然として景気低迷の影響による税収の伸び悩みや、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の減額など歳入が落ち込む中で、義務的経費は増加を続け、今後、財政構造の硬直化が進むと考えられます。

さらに、本町では、「人と地球にやさしい環境の整備」を施策目標に、公共下水道事業を推進しています。平成23年度からは浄化センターが稼働します。今後も、下水道特別会計への繰出金が見込まれます。

こうした中、本町では、平成20年3月に、住民が生きがいを持ち、安心して暮らしていけるまちづくりが実現できるよう、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「砥部町総合計画」を策定しました。この総合計画を円滑に推進していくために、平成17年11月に策定した「砥部町行財政改革大綱」を基本に、必要に応じ見直しを行い行財政全般にわたる改革を引き続き行っていきます。

第2 行財政改革推進の基本理念

本町の行財政を取り巻く社会環境は依然として厳しいものがあり、効率的な行財政運営の推進だけでなく、行政の総合化や自立的な財政運営システムの形成が重要です。

また、地方分権型社会にふさわしい住民と行政との協働のまちづくりを進めるため、多くの住民がまちづくりに参加できる環境整備と、地方分権の推進に柔軟に対応し自ら考え自らが決定することができる政策形成能力、問題解決能力の高い人材の育成が求められています。

そこで、「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」を将来像とし、住民と行政との信頼でつくる地域経営システムの構築を目指します。

第3 行財政改革推進の重点項目

行財政改革を推進するにあたり、単に事業や予算を削減するだけでなく、限られた行政資源を有効に使って、多くの住民に満足していただく行政サービスを提供するため、住民と行政との信頼でつくる地域経営システムの構築に焦点をあて、次の3項目を重点項目として取り組みます。

1 開かれた町政と協働のまちづくり

積極的な情報の提供に努め、住民と行政が一体となって取り組む、住民協働型のまちづくりを進めます。

2 効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員を適切かつ有効に活用するため、住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握しながら、効率的な行政運営に努めます。

3 計画的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、節減合理化を図るとともに、今後、進展する地方分権のもと、新たな自主財源の確保に取り組み、財政の健全化を積極的に推進します。

第4 行財政改革の進め方

この大綱は、21世紀の砥部町の行財政運営の方向性を示したもので、計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化に適切に対応できるよう必要に応じ見直しを行います。

なお、具体的な取り組みを明示した実施計画（集中改革プラン）を策定し、計画的に進行管理を行います。この実施計画（集中改革プラン）の推進期間は、概ね3年間とし、3年ごとに見直しを行います。

また、行財政改革の進捗状況については、行財政改革推進委員会への報告及び住民等への公表を行い、意見を求めています。

第5 行財政改革推進の方策

1 開かれた町政と協働のまちづくり

(1) 開かれた町政の推進

住民の町政参加をより一層促進するためには、公平、公正な開かれた町政を確立し、住民と行政との信頼関係を構築する必要があります。

これを実現するため、個人情報保護に留意しつつ、情報公開制度の充実や、町広報、ホームページ等の活用による、行財政情報の積極的な公開、提供を行い、透明性の向上を図ります。

(2) 住民との協働の推進

住民と行政との協働の関係を構築するためには、開かれた町政の推進を図り、住民の町政への参画機会を拡充する必要があります。

住民の意見や要望を生かした行財政運営を推進するために、広報広聴機能の充実に努めるとともに、パブリックコメント制度を引き続き推進します。

さらに、各種審議会等の委員構成については、公募委員や女性、若年層委員の比率向上を図り、住民全体の意見が反映されるように努めます。

(3) 自然環境への配慮

本町が誇る豊かな自然を次世代に伝えるために、この自然は限りある資源であることを認識し、自然環境・景観の保全と循環に取り組む必要があります。

そこで、公共下水道の普及啓発活動に努め、環境保全意識の高揚を図ります。

2 効率的な行政運営の推進

(1) 行政運営の合理化

① 事務事業の整理合理化

事務事業全般にわたり、最小の経費で最大の事業効果をあげるためには、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みを確立することから、行政評価システムの定着を図ります。

これにより、所期の目的を達成した事業、必要性の薄れた事業、時代の要請に合わなくなった事業などについて、廃止、統合、縮小等の見直しを行い、新たな行政課題や住民ニーズの変化に的確に対応したものとします。

また、行政にとって、業務の内容と業務量、それに伴う人員の把握が大きな課題であり、適正な人員を確保し円滑に業務を遂行していくには、業務マニュアルの作成は不可欠であるため、これを整備します。

② 施設運営の見直しと民間委託の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、行政責任を明確にし、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方が効果的な業務については、民間の力を活用します。

また、住民ニーズや費用対効果、現有施設の実情を踏まえながら、「砥部町総合計画」や各種計画との整合性を図り、現有施設の有効活用や統廃合を含めて十分な検討を行い、公共施設の計画的かつ適正な配置に取り組みます。

公の施設の運営については、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るため、指定管理者制度を積極的に導入します。

③ 住民サービスの向上

窓口業務については、住民の利便性を優先した方策等を窓口サービス向上委員会で検討し、住民の立場に立った誠実な対応に徹していきます。

(2) 組織体制の充実

① 組織・機構の整備

地方分権の進展に伴い、縦割りの枠組みにとらわれず、住民ニーズに的確に応える政策や施策を展開できる総合行政が必要となることから、住民にわかりやすく一層簡素で効率的な組織体制の整備を引き続き行っていきます。

② 定員及び給与の適正化

現下の財政状況と事務事業の簡素合理化を踏まえ、定員適正化計画に沿った人員配置を行うことはもとより、最小の人員で最大の効果をあげられるよう職員の適正配置に努めます。

また、非常勤職員や臨時職員の配置にあたっては、その必要性を十分検討の上、効果的・効率的な活用ができる必要最小限の配置とします。

なお、職員給与については、国・県の基準及び近隣市町村との均衡を図りながら適正な支給に努めます。

③ 人材の育成

行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組むことが最も大切であることから、企業的なコスト意識やチャレンジ精神など職員の意識改革を進めるほか、新たな行政課題へ積極的に対応するために、政策形成能力、法制能力、情報処理能力等を備えた人材の育成に努めます。

また、成果主義、能力主義に基づく人事制度を確保するため、人事考課制度を構築します。

3 計画的な財政運営の確立

(1) 経費の節減

財政の健全化を図るため、人件費を含む経費全般について見直しを行います。

職員一人ひとりが意識改革や発想の転換を行い、過去の前例や習慣にとらわれることなく、経費の節減に取り組み、不要な歳出の抑制に努めます。

また、補助金等については、目的や必要性を点検し、時限措置の設定や補助基準の見直しを行うとともに、補助団体の主体性や事務手続の簡素化に配慮し、効果的な補助に努めます。

(2) 自主財源の確保

国庫補助負担金の縮減、地方交付税の総額の抑制及び税源移譲を含む税源配分の見

直し等、歳入が落ち込む中、いかに自主財源を確保するかが地方自治体の重要な課題となっており、税の公平負担の面からも町税滞納対策の強化を最重要課題とします。

(3) 受益と負担の公平確保

各種使用料・手数料など費用負担については、算定基準を策定し、受益と負担の公平性の確保に努めていますが、必要に応じ基準を見直し受益者負担の適正化に努めます。

第6 行財政改革大綱体系図

